

徳島県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和2年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月9日

徳島県監査委員	近 藤 光 男
同	岡 崎 悦 夫
同	大 寺 健 司
同	大 塚 明 廣
同	北 島 一 人

1 監査基準

定期監査については、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の対象

別表に記載の42機関において実施した。

3 監査の着眼点

監査対象事務の執行が法令等に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の実施内容

令和元年度における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取することにより、監査を実施した。

5 監査の結果

監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果、重要な点において監査基準第15条第2項第1号に定める事項が認められないものについては、次のとおりである。

(1) 特殊勤務手当の支給に関するもの

<阿南光高等学校>

特殊勤務手当について、支給要件を満たさない業務に対して支給しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

<国府支援学校>

特殊勤務手当について、支給要件を満たさない業務に対して支給しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(2) 物品の管理に関するもの

<脇町高等学校>

前年度の監査時に引き続き、棄却した物品で物品出納簿に記載されたままとなっている事例がある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

別表

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
池田高等学校	令和３年 １月 ７日
池田支援学校	〃
城ノ内高等学校	令和３年 １月 １３日
城ノ内中等教育学校	〃
徳島北高等学校	〃
脇町高等学校	令和３年 １月 １４日
穴吹高等学校	〃
城西高等学校	令和３年 １月 １５日
名西高等学校	〃
海部高等学校	令和３年 １月 １９日
総合教育センター	令和３年 １月 ２０日
板野高等学校	〃
那賀高等学校	令和３年 １月 ２１日
城南高等学校	令和３年 １月 ２２日
ひのみね支援学校	〃
富岡西高等学校	令和３年 １月 ２５日
小松島西高等学校	〃
徳島科学技術高等学校	令和３年 １月 ２６日
徳島中央高等学校	〃
徳島視覚支援学校	令和３年 ２月 １日
徳島聴覚支援学校	〃
国府支援学校	令和３年 ２月 ２日
動物愛護管理センター	〃
富岡東中学校	令和３年 ３月 ２日
川島中学校	〃
城東高等学校	〃
城北高等学校	〃
徳島商業高等学校	〃
小松島高等学校	〃
富岡東高等学校	〃
阿南光高等学校	〃
鳴門高等学校	〃
鳴門渦潮高等学校	〃
阿波高等学校	〃
吉野川高等学校	〃
川島高等学校	〃
阿波西高等学校	〃
つるぎ高等学校	〃
板野支援学校	〃
鴨島支援学校	〃
阿南支援学校	〃
みなと高等学園	〃